

03 軽自動車税 標準仕様書 (案) 01 機能要件

| 機能名称 | | 仕様書たたき台 | | 備考 | 修正方針案 | | 関連意見番号 | WT検討箇所 |
|-------------------|-----------|---|--|--|--|--|----------------------|--------|
| | | 実装すべき機能 | 実装しなくても良い機能 | | 修正内容 | 修正内容の補足・WT論点 | | |
| 1. 車両情報管理 (当初・更正) | | | | | | | | |
| 1.1. 車両台帳管理 | | | | | | | | |
| 1.1.1. | 車台情報管理 | 車台情報の管理 (登録、修正、削除) ができること。 【管理対象項目】 軽自管理番号 (課税事務のためのユニークな管理番号) 登録年月日 (取得日) 車種 燃料の種類 型式 年式 車名 排気区分 排気量 原動機の種類 形状 用途 車台番号 初度検査年月 所有形態区分 特記事項 | 車台情報の管理 (登録、修正、削除) ができること。 【管理対象項目】 車両の通称名 フルアシスト自転車該区分 型式認定番号 試乗車区分 | 「車名」は車両のメーカー名を指し、「車両の通称名」は自動車製品名を指す。 | 【①実装しなくてもよい機能 (※以降、「オプション」と表記) ⇒実装すべき機能 (※以降、「必須」と表記)】 型式認定番号、車両の通称名 【②管理対象項目へ追加 (必須)】 営業用・自家用区分 【③管理対象項目へ追加 (オプション)】 車輪数 【④備考への追記】 ・フルアシスト自転車該区分には、電動キックボードや電動スクーターを含む。 ・車輪数について、車種に含めて管理する方法も可とする。 | 【①～③の整理方針】 原則として、軽自動車税 (種別割) 申告書の記載項目については、必須機能 (必須管理項目) とし、記載項目以外については各自治体での要否に合わせた運用ができるようオプション機能 (オプション管理項目) として整理を行う。 また、システム入力が必要となる項目については機能要件1.2.20.の未入力チェックでの整理を行う。 【④備考について】 フルアシスト該区分については、原動機付自転車に含まれるもので自治体によって必要性の差異が認められる状況。認定時の判別に時間を要することや新製品・新規経路での市場への流通、メーカー回収などの不確定要素も多いことから、自治体側で個別の区分として管理できる必要性を考慮し、オプションでの記載を残す方針とし、備考へ左記補足を追加。 「車輪数」について、D市見解も踏まえ車種に含めた対応を可とする旨を備考に補記。なお、把握自体が困難であり、税率上の取り扱いが自治体間で異なることから車輪数の項目自体はオプションとして整理を行う。 | 2562 2563 2323 | |
| 1.1.2. | 標識情報管理 | 標識情報の管理 (登録、修正、削除) ができること。 【管理対象項目】 車両番号 (標識番号) 交付年月日 標識回収区分 (原付・小型特殊のみ) | 標識情報の管理 (登録、修正、削除) ができること。 【管理対象項目】 弁償金額 弁償金支払日 弁償金支払い有無 | | 【①管理対象項目へ追加 (オプション)】 ご当地ナンバー該区分、標識交付証明書回収区分 【②記載項目名の変更 (必須)】 標識回収区分 (原付・小型特殊のみ) ⇒標識回収区分 【③備考への追記】 ・交付年月日、標識回収区分、標識交付証明書回収区分は、市区町村での標識交付を行う車両が対象となる。 | 【①～②の整理方針】 ご当地ナンバーの有無が自治体によって異なることからオプション機能として整理を行う。 標識交付証明書回収区分について、廃車受付時に標識交付証明書の回収を行っているかどうかは、自治体ごとに差異がある状況のためD市意見を踏まえて機能要件としてはオプションとした。あわせて機能要件1.2.21.未入力チェックの対象も整理を行う。 【WT論点】 (1) <C市、D市、E市、I市> APPLIC税TFより、弁償金関係の要件は不要との意見があったが、WTにおいて当該機能の必要性は確認済みであるため、引き続き、オプションと整理したい。 また、全国照会にて、弁償金に関して、弁償金納付通知書、弁償金調定書の追加要望があったが、帳票要件で追加することとした。 | 6305 5619 2455 | ● |
| 1.1.3. | | | 試乗標識を管理 (登録、修正、削除) ができること。 【管理対象項目】 申請情報 交付年月日 車両番号 (標識番号) 貸与期間 標識回収区分 | | 【①管理対象項目へ追加 (オプション)】 標識返納日、電話番号 【②記載項目名の変更】 申請情報⇒申請者情報 (氏名 (名称)、所在地、電話番号)、申請年月日、申請事由、特記事項 | 【①～②の補足】 APPLIC税TFからの意見を踏まえ、記載項目の追加及び詳細化を行った。 | | |
| 1.1.4. | | 各種標識の交付状況及び回収状況について、任意の情報を抽出し、一覧作成ができること。 | | | 【①機能要件の新規追加 (オプション)】 試乗標識の交付状況及び回収状況について、任意の情報を抽出し、一覧作成ができること。 | 【①の補足】 試乗標識に関する要件を1.1.2.の類型に基づきオプションとして定義。 【帳票要件への追加】 以下の帳票について、オプションとして帳票要件への追加を行う整理とする。 ・試乗用標識更新手続き依頼通知 ・試乗用標識更新手続き催告 | 5361 | |
| 1.1.5. | 名義人情報管理 | 各種名義人 (所有者、使用者、所有権留保の売主) 情報の管理 (登録、修正、削除) ができること。 【管理対象】 個人番号 (マイナンバー) 法人番号 宛名情報 電話番号 特記事項 | | 「宛名情報」は、以下のものを総称して用いている。(※以降も共通) 宛番号 氏名 (名称) (カナ・漢字) 住所 (所在地) (郵便番号・方書含む) 生年月日 また、「個人番号 (マイナンバー)」については、業務システムで管理するほか団体内統合宛名等のサブシステムから都度連携する仕様も可とする。 | 【①記載の削除 (必須)】 所有権留保の売主 | 【①の補足】 所有形態で判別可能であるため、名義人の種別から削除。 | | |
| 新規1 | | | | | 【①機能要件の新規追加 (必須)】 使用者について、所有者と同一人の場合は所有者の情報を複写して設定できること。 | 【①の補足】 構成員確認結果を踏まえ、多くの場合は所有者と使用者が同一と想定されることから新規で要件化を行った。 機能要件としての記載は左記の粒度とし、設定方法などの操作性に係る部分は事業者側の創意工夫の範囲として想定している。 | 4702 | |
| 1.1.6. | 納税義務者情報管理 | 納税義務者情報の管理 (登録、修正、削除) ができること。 【管理対象】 個人番号 (マイナンバー) 法人番号 宛名情報 電話番号 住基喪失情報 (喪失日・喪失事由) 特記事項 | 納税義務者情報の管理 (登録、修正、削除) ができること。 【管理対象】 世帯番号 | 「個人番号 (マイナンバー)」については、業務システムで管理するほか団体内統合宛名等のサブシステムから都度連携する仕様も可とする。 | 【①管理対象項目へ追加 (必須)】 口座振替対象区分、口座情報 【②備考への追記】 ・口座情報については、収納管理システム等のサブシステムからの参照も可とする。 | 【①～②の補足】 口座振替対象の納税義務者に係る管理項目として記載の追加を行った。 情報の持ち方については、業務共通要件での記載がなく、軽自動車税システム内での保持ではないケースも考慮して備考への補足を追加した。 | 4409 | |
| 新規2 | | | | | 【①機能要件の新規追加 (必須)】 納税義務者について、使用者または所有者と同一人の場合は当該情報を複写して設定できること。 | 【①の補足】 新規1の機能要件に関連して納税義務者への複写機能を追加した。 当該機能についても、納税義務者は所有者あるいは使用者のケースが大半であることから必須機能とする方向で考えている。 なお、機能要件としての記載は左記の粒度とし、設定方法などの操作性に係る部分は事業者側の創意工夫の範囲として想定している。 | | |
| 1.1.7. | 定置場情報管理 | 定置場について、納税義務者又は各種名義人の住所を設定できること。 また、直接入力により登録もできること。 | | | 【①機能要件の変更 (必須)】 ⇒定置場について、納税義務者又は各種名義人の住所、あるいは当該住所をもとに「市区町村内」を設定できること。また、直接入力により登録もできること。 | 【①の補足】 定置場について、全国照会の意見を受けて、備考欄に「●●市内等の形式で登録を行うケースがある」旨を補記する方針でいたところ、E市より、その場合には自動入力となるか質問があったことから、自動入力を想定した機能であることを明確化する意図から、備考欄の記載とせず、左記修正内容のとおりとしたい。 【WT論点】 (1) <E市> 機能要件の見直し内容について問題ないか。 | 4890 | ● |

| 機能名称 | 仕様書たたき台 | | 備考 | 修正内容 | 修正内容の補足・訂正点 | 関連意見番号 | 訂正箇所 |
|----------------------|---|---|---|---|---|--------|------|
| | 実装すべき機能 | 実装しなくても良い機能 | | | | | |
| 1.1.8. | 課税区分管理 課税区分の管理（登録、修正、解除）ができ、課税計算、調定処理等に反映できること。 【課税区分】 課税 課税取消 非課税 官公署非課税 震災非課税 課税免除 不均一課税 減免 課税情報の調査中 | 課税区分の管理（登録、修正、解除）ができ、課税計算、調定処理等に反映できること。 【課税区分】 随時課税 | 「課税情報の調査中」の区分は、いわゆる「課税保留」を含めた区分として想定している。 | 【①機能要件の変更（必須）】 ⇒課税区分及び事由の管理～できること。 【②管理対象項目の削除（必須及びオプション）】 官公署非課税、震災非課税、随時課税 | 【①～②の整理方針】 APPLICTF意見を踏まえ、機能要件の記載を「課税区分及び事由の管理」とすることで、官公署非課税、震災非課税等の同様の課税区分を同一の課税区分で管理し、事由で区別する整理とした。 | 2709 | |
| 1.1.9. | 特定の団体を非課税対象として管理できること。 | | | 【①機能要件への追記（必須）】 ⇒特定の団体～できること。 また、非課税対象とした団体の所有する車両について、課税区分を課税と設定した場合はアラート対象とできること。 | 【①の補足】 全国照会の意見を踏まえ、当該機能を運用するにあたって必要な機能として追記を行った。 | 5031 | |
| 1.1.10. | 課税区分が課税情報の調査中のものについて、調査に係る情報を管理できること。 【管理対象項目】 開始日 開始事由 終了日 調査結果 | | | なし | | | |
| 1.1.11. | 軽自動車税種別割管理 初回検査年月（または年）から法定年月が経過した車両について、経年重課対象区分として一括設定できること。 また、個別に経年重課対象区分を設定できること。 | | | 【①機能要件の変更（必須）】 ⇒初回検査年月～経年重課対象区分として一括で自動判定できること。 【②備考への追記】 初度検査年月について、年のみ判明している場合は12月として取り扱う。 | 【①～②の補足】 一括設定の表現について、APPLICTFからの意見を踏まえ、自動判定である旨の明記を行った。 また、初度検査年月については年のみ場合は事務上12月で取り扱うため備考への補足をを行った。 | | |
| 1.1.12. | 初度検査年月から法定年月が経過した車両であっても、地方税法に基づき経年重課対象とならない車両について、経年重課除外区分として管理できること。 | | | なし | | | |
| 1.1.13. | 地方税法に則った軽課（グリーン化特例）対象車両区分の管理ができること。 | | | なし | | | |
| 1.1.14. | 廃車車両管理 廃車済みの車両を管理（登録、修正）できること。 【管理対象項目】 車両情報 廃車日 廃車事由 特記事項 | | | なし | | | |
| 1.1.15. | 納税承継人・納税管理人管理 納税承継人・納税管理人の情報を管理（登録、修正、削除）できること。 【管理対象】 納税承継人・納税管理人区分 個人番号（マイナンバー） 法人番号 宛名情報 電話番号 特記事項 | | 「個人番号（マイナンバー）」については、業務システムで管理するほか団体内統合宛名等のサブシステムから都度連携する仕様も可とする。 | 【①機能名称の変更】 ⇒代理人管理 【②機能要件の変更（必須）】 各種代理人（相続人代表者、相続人、納税管理人、成年後見人、その他）を管理できること。 ～ | 【①～②の補足】 他税目に合わせて代理人管理の要件について詳細化を行った。 | 4476 | |
| 1.1.16. | 職権管理 台帳上の全項目について職権による管理（登録・修正・削除）ができること。 | | | なし | | | |
| 1.1.17. | 送付先管理 軽自動車税の送付先を管理（登録、修正、削除）できること。 | | | なし | | | |
| 1.1.18. | | 対象者が期限付きで転出している場合などに、送付先を期限付きで設定できること。 | | 【①機能要件の変更（オプション）】 ⇒対象者が期限付きで転出している場合などに、送付先を適用する期間（開始年月日、終了年月日）を管理（登録・修正・削除）できること。 | 【①の補足】 必要機能を明確化するために要件の記載について詳細化を行った。 | 4477 | |
| 1.2. 異動情報登録処理 | | | | | | | |
| 1.2.1. | 申告情報管理 申告に係る情報を管理（登録、修正、削除）ができること。 【管理対象】 申告区分 申告日 | 申告に係る情報を管理（登録、修正、削除）ができること。 【管理対象】 申請者情報（氏名（名称）、住所（所在地）、電話番号） | 軽自動車税の仕様書たたき台に記載のある各種日付については、以下のような前提で用いている。 申告日：申告が行われた日 異動日：登録・廃車などの異動があった日（取得日や廃車日など） 処理日：システム上で処理を行った日 | 【①機能要件の変更（必須）】 ⇒申告区分（新規取得、移転、転入等） 【②管理対象項目へ追加（オプション）】 申請者情報（申請者区分（本人、代理人等）） | 【①～②の補足】 APPLICTF意見を踏まえ、申告書の区分であることが分かりやすいように記載の見直しを行った。 また、申請者区分については全国照会の意見を踏まえオプションの項目として追加した。 | | |
| 1.2.2. | 新規車両登録 各種異動情報（原付等の登録、廃車申請及び陸運支局、軽自動車検査協会から送付される申告書等）に基づき、新規登録ができること。 | | | なし | | | |
| 1.2.3. | 異動日を過去の日付に遡り新規登録ができること。 | | | なし | | | |
| 1.2.4. | 燃料の種類をもとに排気区分を判定できること。 | | 「排気区分」はCC、kW等の自動車の排気量の単位を指す。 | 【①機能要件の変更（必須）】 ⇒燃料の種類ごとに用いる排気区分を設定できること。 当該設定に基づき、燃料の種類に応じた排気区分を判定できること。 | 【①の補足】 APPLICTF意見を踏まえ、各自治体で用いる排気区分（排気量の単位）を設定し、判定を行う機能として修正を行った。 | | |
| 1.2.5. | 車両変更登録 各種異動情報（原付等の登録、廃車申請及び陸運支局、軽自動車検査協会から送付される申告書等）に基づき変更登録ができること。 | | | なし | | | |
| 1.2.6. | 異動日を過去の日付に遡り変更登録ができること。 | | | なし | | | |
| 1.2.7. | 名義人の変更登録時に同一ナンバープレートを引き継ぐか否か選択できること。 | | | | | | |
| 1.2.8. | 複数の車両について、一括で名義人を変更できること。 | | | 【①必須⇒オプション】 左記機能要件 | 【①の補足】 自治体により一括での名義人変更の頻度の差異や一括変更によるエラーチェック機能への影響がある点を考慮して、オプション機能に変更とする。 | 4481 | |

| 機能名称 | 仕様書たたき台 | | 備考 | 修正内容 | 修正内容の補足・訂正点 | 関連意見番号 | 訂正箇所 |
|---------|------------------|---|---|---|--|--|-------------------------------------|
| | 実装すべき機能 | 実装しなくても良い機能 | | | | | |
| 新規3 | | | | 【①機能要件の新規追加（オプション）】 同一車種（原付・小型特殊のみ）での車体変更時に、同一ナンバープレートを引き継ぐか否か選択できること。名義人変更と同時にする場合でも対応できること。 【②備考への記載】 車体変更とは、原付の買い替え等に際して名義人情報・標識番号を維持したまま車台情報のみ変更する手続を想定。 | 【①～②の補足】 全国意見照会を踏まえ、機能要件への追加を行った。 申告書の変更の区分に車体変更はなく、運用自治体が限定される状況のため、オプションとしての整理。 | 6566 | |
| 1.2.9. | | | 複数車両の定置場を一括で変更できること。 | なし | | | |
| 1.2.10. | 廃車登録 | 各種異動情報（原付等の登録、廃車申請及び陸運支局、軽自動車検査協会から送付される申告書等）に基づき、廃車登録ができること。 | | なし | | | |
| 1.2.11. | | 異動日を過去の日付に遡り廃車登録ができること。 | | なし | | | |
| 1.2.12. | | 複数の車両を一括で廃車できること。 | | 【①必須⇒オプション】 ※内容は左記より変更なし | 【①の補足】 自治体により一括での廃車登録の頻度の差異や一括廃車によるエラーチェック機能への影響がある点を考慮して、オプション機能に変更とする。 | 4481 | |
| 1.2.13. | | 同日付の新規登録・変更登録・廃車登録が可能であること。 | | なし | | | |
| 1.2.14. | | 廃車を行った車両を復活させることができること。 | | なし | | | |
| 1.2.15. | 申告データ取込 | | 申告書パンチデータを一括取込できること。 取込結果を確認、修正し、台帳情報の更新、調定ができること。 | なし | | | |
| 1.2.16. | | | 申告書パンチデータ取込結果について以下のリストを出力できること。 【出力対象リスト】 取込済みリスト 取込エラーリスト 異動リスト | なし | | | |
| 新規4 | 軽自動車OSS（eLTAX）連携 | eLTAXと連携し、電子申告データを一括取り込みできること。 取込結果を確認、修正し、台帳情報の更新（新規登録）ができること。 | eLTAXと連携し、車検証データを一括取り込みできること。 なお、車検証データの取込有無は選択できること。 | 令和5年の軽自動車OSSリリースに合わせたシステム対応ができれば問題ない。 | 【①機能要件の新規追加（必須）】 ※内容は左記の通り | 【軽自動車OSSの機能要件について】 地方税共同機構と調整のうえ左記の通り軽自動車税システム側に必要な機能要件を定義している。 なお、軽JNKSIに關係する要件については取納管理WTでの整理を行う。 | 218 |
| 新規5 | | 電子申告データの取込結果について以下のリストを出力できること。 【出力対象リスト】 取込済みリスト 取込エラーリスト 異動（新規登録）リスト | 車検証データの取込結果について以下のリストを出力できること。 【出力対象リスト】 取込済みリスト 取込エラーリスト 異動（新規登録）リスト | 令和5年の軽自動車OSSリリースに合わせたシステム対応ができれば問題ない。 | 【①機能要件の新規追加（必須）】 ※内容は左記の通り | 同上 | 218 |
| 1.2.17. | 申告書イメージ管理 | | 申告書のイメージデータを管理できること。 | 申告書は、紙・データ等の媒体を問わず申告日から更正年限分の保管が最低限の年数として求められる。 | 【①削除】 標準化検討範囲外として整理を行うため、左記について機能要件から削除する。 | 【①の補足】 APPLIC税TFより、軽自動車税のイメージ管理システムの実態として住民税の課税資料イメージ管理システムと同様のサブシステム対応のケースが多いとの見解があり、内部での検討の結果、同様の整理を進める方針となった。 | |
| 1.2.18. | 登録時エラーチェック | ◇重複チェック 新規登録及び変更登録の際に、以下の項目に対し台帳情報と重複チェック機能ができること。 【エラー対象項目】 車両番号（標識番号） 【アラート対象項目】 車台番号 | | | 【①機能要件への追加（必須）】 ⇒重複チェックができること。 車両番号（標識番号）は、チェックの範囲を車種ごととするか選択できること。 ～ 【②機能要件の新規追加（オプション）】 同一人の廃車済み車両に限定して車台番号の重複チェックができること。 | 【①の補足】 全国意見照会を踏まえ、車種ごとに標識番号を管理している団体がある点を考慮して、左記記載を追加した。 【②の補足】 1市見解より、市内譲渡等で廃車した車両もできてしまい件数が膨大となる可能性を踏まえ同一人の廃車済み車両に限定したチェック対象としての機能要件化を行った。ただし、当該機能がそもそも実現可能であるかについて、APPLIC税TFへの確認を行い最終的な判断する。 | 6571 5534 |
| 1.2.19. | | ◇登録日付の整合チェック 異動時の取得日と廃車日について、整合性のエラーチェックができること。 上記のチェックはエラー対象とすること。 | | | なし | | |
| 1.2.20. | | ◇未入力チェック（新規登録・変更登録） 新規登録、変更登録時に必須項目の未入力エラーチェックができること。 【エラー対象】 車種 車台番号 燃料の種類（4輪のみ） 車両番号（標識番号） 納税義務者（氏名、住所） 課税区分 【アラート対象】 排気量 車名 初度検査年月 | | | 【①機能要件への追加（必須）】 ※機能要件本文 ⇒エラーチェックができること。 また、車種ごとにチェック対象とするかどうか選択できること。 ～ ※エラー対象項目 定置場、異動日（登録年月日） 【②機能要件の変更（必須）】 ※エラー⇒アラート 車台番号、燃料の種類 | 【①～②の整理方針】 全国意見照会やAPPLIC税TFからの見解を踏まえ、各団体の運用実態に対応できるよう整理を行った。 また、車種ごとにチェック対象の選択機能を盛り込むため現在（）内で明示している対象車種の記載については削除する。 | 227 6741 4890 4838 4105 |
| 1.2.21. | | ◇未入力チェック（廃車登録） 廃車登録時に必須項目の入力チェックができること。 【エラー対象】 廃車年月日 標識回収区分（原付・小型特殊のみ） | ◇未入力チェック（廃車登録） 廃車登録時に必須項目の入力チェックができること。 【アラート対象】 弁償金支払い有無 | | 【①機能要件への追加（必須）】 ※機能要件本文 ⇒エラーチェックができること。 また、車種ごとにチェック対象とするかどうか選択できること。 ～ 【②機能要件の変更（必須）】 ※エラー⇒アラート 標識回収区分、廃車事由 | 【①～②の整理方針】 全国意見照会を踏まえ、各団体の運用実態に対応できるよう整理を行った。 また、車種ごとにチェック対象の選択機能を盛り込むため現在（）内で明示している対象車種の記載については削除する。 | 227 6498 2328 |

| 機能名称 | 仕様書たたき台 | | 備考 | 修正内容 | 修正内容の補足・訂正点 | 関連意見番号 | 訂正箇所 |
|---|--|--|----|---|---|-------------|------|
| | 実装すべき機能 | 実装してもしなくても良い機能 | | | | | |
| 1.2.22. | ◇入力値チェック 車種別に対象項目の入力可能値を設定し、新規登録、変更登録時に整合性のエラーチェックができること。 【エラー対象】 車両番号（標識番号） 【アラート対象】 排気量 車台番号 | | | 【①機能要件の新規追加（オプション）】 ◇入力値チェック ～エラーチェックができること。 【アラート対象】 盗難の事由により廃車された車台番号 | 【①の補足】 全国意見照会を踏まえ、不正防止の観点で意義のあると思われるため、機能要件への追加を行った。 課税上は必須ではないため、オプションとして整理。 | 4719 | |
| 新規6 | | | | 【①機能要件の新規追加（必須）】 ◇入力値チェック 新規登録及び変更登録の際に、異動日の入力値チェックができること。 【エラー対象】 未来日の入力 【アラート対象】 過年度の日付の入力 | 【①の補足】 全国意見照会・構成員への確認結果を踏まえ、課税入力日に関する制御の必要性を確認したため、機能要件へ必須機能として追加を行った。 | 223 6495 | |
| 新規7 | | | | 【①機能要件の新規追加（オプション）】 標識情報の交付年月日について、現年度の範囲で入力可能値を設定し、変更登録または職権による修正の際に整合性チェックができること。チェックはアラート対象とできること。 | 【①の補足】 全国意見照会を踏まえ、課税上の日付と標識情報との不整合が生じることを防止する観点から機能要件への追加を行った。 標識の交付年月日を修正するケース自体が想定しにくいいため、事業者側の創意工夫の範囲としてオプション機能の類型で整理を行う。 | 6494 | |
| 1.2.23. | ◇課税区分の整合チェック 新規登録及び変更登録の際に、課税区分の設定内容について、以下の項目との整合性チェックができること。 【アラート対象項目】 所有形態 形状 納税義務者 | ◇課税区分の整合チェック 新規登録及び変更登録の際に、課税区分の設定内容について、以下の項目との整合性チェックができること。 【アラート対象項目】 所有形態 形状 納税義務者 | | 【①機能要件の変更（オプション）】 ⇒◇その他整合チェック 新規登録及び変更登録の際に、各種設定内容について整合性チェックができること。 ※以下、チェックの例 【アラート対象】 ◆所有形態 ◆形状 ◆商品車両において、課税区分が課税免除または非課税 等 ◆構造減免・福祉車両に該当する形状の車両において、課税区分は減免 等 ◆標識番号 ◆標識番号（使用の本拠地を表す地域名）により、当該車両の定置場が課税団体の区域内にありうる車両かどうかのチェック ◆標識番号（分類番号及びひらがな等）により、「用途」「営・自区分」がチェック可能となり、更に「軽課判定」、「初度検査年月日」と組み合わせたの適用税率のチェック 等 | 【整理方針】 当該整合チェック機能については、事業者側の創意工夫を基本とし、当該機能要件の整理方針としては全国照会や構成員意見で出たチェックの内容は、例示として列挙する対応とする。 【①の補足】 ＜用途＞ D市・I市からの見解を踏まえ、整理申告書上は課税区分を判定する情報は想定されず、判定困難であるため要件から削除する。 ＜所有形態＞ I市意見を踏まえ、チェック内容の追記。（納税義務者のチェックについては、1.2.25.で定義） ＜納税義務者＞ APPLICITF、I市見解を踏まえ、納税義務者情報に官公署等の課税区分の判定に係る該当区分が想定されず、判定困難と見受けられるため削除。 ＜標識番号＞ 以下については、I市意見をもとに追加を行った。 ・標識番号（使用の本拠地を表す地域名）により、当該車両の定置場が課税団体の区域内にありうる車両かどうかのチェック ・標識番号（分類番号及びひらがな等）により、「用途」「営・自区分」がチェック可能となり、更に「軽課判定」、「初度検査年月日」と組み合わせたの適用税率のチェック。 | 228 | |
| 1.2.24. | ◇軽課・重課区分の整合チェック 新規登録及び変更登録の際に、初度検査年月（または年）をもとに、対象車両の軽課区分または重課区分との整合性チェックができること。 上記のチェックはアラート対象とすること。 | | | なし | | | |
| 1.2.25. | ◇所有形態の整合チェック 新規登録及び変更登録の際に、所有形態に応じた納税義務者（所有者・使用者）の整合性チェックができること。 上記のチェックはアラート対象とすること。 | | | なし | | | |
| 1.3. J-LIS（軽自動車検査情報市区町村提供システム）連携 | | | | | | | |
| 1.3.1. | 検査情報取込処理 J-LISからの軽自動車検査情報を取り込めること。 ※軽自動車検査情報市区町村提供システムからダウンロードするCSVファイルをそのまま基幹システムに取り込めること | 全国軽自動車協会連合会からの軽自動車検査情報を取り込めること。 | | 【①機能要件内の文言の変更】 基幹システム⇒軽自動車税システム | 【①の補足】 対象を明確化するため、表現の見直しを行った。 | | |
| 1.3.2. | J-LISからの軽自動車検査情報を取り込む際に、重課・軽課対象車両情報（課税計算に必要な項目も含む）を取り込めること。 | 全国軽自動車協会連合会からの軽自動車検査情報を取り込む際に、重課・軽課対象車両情報（課税計算に必要な項目も含む）を取り込めること。 | | なし | | | |
| 新規8 | | | | 【①機能要件の新規追加（オプション）】 J-LISまたは全国軽自動車協会連合会からの軽自動車検査情報を取り込む際に、同日内での新規登録・廃車登録がされている車両の除外有無を選択できること。 | 【①の補足】 全国意見照会を踏まえ、同日内の登録・廃車の車両をシステムへ登録しない運用ケースを考慮し、機能要件の追加を行った。 | 4620 | |
| 1.3.3. | 取込済みまたは取込エラーとなった車両情報をリストで出力できること。 また取り込んだ検査情報を任意に修正できること。 | | | なし | | | |
| 1.3.4. | 対象車両特定処理 取り込んだ軽自動車検査情報について、台帳上の情報と以下の項目でマッチングし、対象車両の特定ができること。 【対象項目】 車台番号 車両番号（標識番号） | | | 【①機能要件への追加（必須）】 ⇒～対象車両の特定ができること。 マッチング対象項目は選択できること。 ～ | 【①の補足】追加を行った。 構造的に不一致が発生せざるを得ない項目があるため、追加を行った。 ※現行、ベンダーが準拠する中間標準レイアウトでは、車台番号の桁数が実際に存在する車台番号より不足し、正確な車台番号が登録されていない場合がある。標準仕様書では、車台番号を正確に管理できるよう桁数を増やす予定のため、現行システムと移行後システムで、管理可能な車台番号の桁数の差異により、不一致が生じ得る。 | 5328 | |
| 1.3.5. | 対象車両の特定ができなかったアンマッチ分の車両について、以下の対象車両情報を抽出しリスト出力できること。 また、アンマッチ分の車両について任意に修正・削除ができること。 【対象車両】 検査情報のみ記載がある車両 台帳情報（システム上）のみ記載がある車両 【除外対象】 廃車後7年が経過した車両（台帳情報） | | | なし | | | |

| 機能名称 | | 仕様書たたき台 | | 備考 | 修正内容 | 修正内容の補足・訂論点 | 関連意見番号 | 訂論箇所 | |
|---------------|----------|---|--|----|---|---|----------------------|------|--|
| | | 実装すべき機能 | 実装しなくても良い機能 | | | | | | |
| 1.3.6. | | | 取り込んだ軽自動車検査情報の所有者について、台帳上の情報と以下の項目でマッチングし、宛名候補の特定ができること。 【対象項目】 氏名 住所 | | 【①機能要件への追記（必須）】 ⇒宛名候補の特定ができること。 マッチング対象項目は選択できること。 ～ | 【①の補足】 APPLICTFの見解を踏まえ、住所でのマッチング精度が低いことから導入自治体の判断で対象項目を任意に選択できるよう機能要件への追記を行った。 【その他補足】 C市、H市の見解を踏まえると生年月日については、検査情報の項目に該当しないものと見受けられるため記載しない整理とした。 | 6308 | | |
| 1.3.7. | 差分抽出 | 対象車両を特定済みの検査情報と台帳情報について、対象項目を選択し不一致項目をリスト出力できること。 また、不一致項目について取り込んだ情報を任意に修正できること。 【対象項目】 車種 初度検査年月 排気量 用途 所有者（氏名（名称）、住所（所在地）） 使用者（氏名（名称）、住所（所在地）） 重課対象区分 軽課対象区分 | | | 【①対象項目への追記（必須）】 営業用・自家用区分、車名、燃料の種類、定置場（仕様の本拠） | 【①の補足】 全国意見照会を踏まえ、左記項目の機能要件への追加を行った。 【訂論点】 (1)<C市> 全国照会にて、課税額を防止する観点で、必要との意見あり。他方、C市より突合は事務負担上困難との意見もあったが、当該機能はリスト出力するための機能であるため、必要に応じて活用いただくことを想定。 | 2325 4486 6902 | ● | |
| 1.3.8. | 台帳情報更新処理 | 年度当初の一括取込時は取込結果をもとに、4/1時点の台帳情報（車両情報）を更新（新規登録・変更登録・廃車登録）できること。 | | | なし | | | | |
| 1.3.9. | | 随時の異動分については、取込結果をもとに台帳情報（車両情報）を更新（新規登録・変更登録・廃車登録）できること。 | | | なし | | | | |
| 1.3.10. | | 更新を行った対象車両の項目ごとに更新前/更新後の情報をリストで出力できること。 | | | なし | | | | |
| 1.4. 異動履歴管理 | | | | | | | | | |
| 1.4.1. | 異動履歴管理 | 異動履歴（異動内容・異動日・処理日・操作者）を管理できること。 また、最新の異動履歴を削除することで誤操作等により更新された情報を更新前に戻すことができること。 異動に関する附帯情報を管理（登録、修正、削除）できること。 | | | なし | | | | |
| 1.4.2. | | 【管理対象項目】 異動事由 特記事項（メモ） | | | なし | | | | |
| 2. 当初課税 | | | | | | | | | |
| 2.1. 当初課税処理 | | | | | | | | | |
| 2.1.1. | 一括処理 | 賦課期日現在の登録車両（課税対象車両のみ。非課税、課税情報の調査中は除く）の納税義務者に対し、一括で当初課税処理ができること。 | | | なし | | | | |
| 2.1.2. | | 当初課税の対象者について、納税義務者ごとに税額のリストを作成できること。 | | | なし | | | | |
| 2.1.3. | 税額計算 | 地方税法及び条例に基づく税額計算ができること。 | | | なし | | | | |
| 2.1.4. | 一括納期限設定 | 条例で定められている納期限を一括で設定することができること。 | | | なし | | | | |
| 3. 更正 | | | | | | | | | |
| 3.1. 更正申告受付処理 | | | | | | | | | |
| 3.1.1. | 更正申告情報管理 | 課税取消、随時課税、課税免除、不均一課税、職権抹消の更正に関する各種申告情報を管理（登録、修正、削除）できること。 また、履歴管理できること。 【管理対象項目】 申請年月日 申請区分 申請事由 特記事項 | 課税取消、随時課税、課税免除、不均一課税、職権抹消の更正に関する各種申告情報を管理（登録、修正、削除）できること。 また、履歴管理できること。 【管理対象項目】 申請者情報（氏名（名称）、住所（所在地）、電話番号） | | なし | | | | |
| 3.1.2. | 審査結果情報管理 | 各種申告内容の審査結果を管理（登録、修正、削除）できること。 【管理対象項目】 審査結果 許可/不許可事由 更正決定日 | | | なし | | | | |
| 3.2. 減免処理 | | | | | | | | | |
| 新規9 | | | | | 【①機能要件の新規追加（必須）】 機能名称：減免マスタ管理 機能要件： 減免対象区分ごとに当該区分に係る情報を管理できること。 【管理対象項目】 減免対象区分の名称 減免割合 減免額 単年度/継続区分 備考： 減免対象区分の名称については以下のようなものを想定。 生活保護、公益使用、障害者（本人が運転/生計を一にするものが運転/常時介護者が運転）、構造が専ら身体障害者等の利用に供する、戦傷病者、福祉車両、災害、その他 | 【減免管理に関する整理方針】 減免対象区分については、自治体ごとに名称や内容の差異がみられるため、各団体の運用に合わせて当該区分の情報管理を行う要件を追加。 後続の減免対象区分の抽出については、上記機能に基づき抽出を行う想定となるため、減免対象区分の列挙は削除する方向で進める。 | 1470 | | |

| 機能名称 | 仕様書たたき台 | | 備考 | 修正内容 | 修正内容の補足・訂論点 | 関連意見番号 | 訂論箇所 |
|-----------------|----------|--|---|---|---|------------------------------|------|
| | 実装すべき機能 | 実装しなくても良い機能 | | | | | |
| 3.2.1. | 減免対象抽出 | 前年度の減免者及び以下に該当する減免対象区分・減免対象年度を選択し抽出できること。 なお、対象者が死亡している場合は別途抽出できること。 【減免対象区分】 生活保護 公益使用 身体又は精神障害者 知的障害者 構造が専ら身体障害者等の利用に供する 職傷病者 福祉車両 災害 その他 ※上記の減免区分について、システム導入対象の自治体において減免が規定されているものは必須とする | | 【①機能要件の変更（必須）】 ⇒ 減免対象区分及び減免対象年度を指定し減免対象者を抽出できること。 また、以下の条件を指定しての抽出もできること。 【その他抽出条件】 対象者に異動（転出、死亡）あり 対象車両に異動（変更登録、廃車登録）あり | 【減免対象抽出に関する整理方針】 減免対象区分の管理について別途定義を行ったため、対象者抽出の機能は左記の通り見直しを行った。 また、現年度や前年度の減免対象者については「減免対象年度」に包み込まれるものとして整理。 【その他補足】 事前照会時には転出などのケースは除外条件として表現していたが、転出の場合でも定置場が市内であれば課税または減免対象となるため、左記の記載とした。 | 1470 4840 6309 4934 | |
| 3.2.2. | | | 生活保護システムからの生活保護情報の取込ができること。 | なし | ※下記参照 | | |
| 新規10 | | | | 【①機能要件の新規追加（オプション）】 生活保護法による保護の実施もしくは就労自立給付金の支給に関する情報の照会ができること。 | 【①の補足】 APPLIC税IFの意見を踏まえて、都道府県への生活保護情報の照会機能を追加した。 【訂論点】 (1) <生活保護減免実施団体：C市、D市、I市> 生活保護情報の照会について、庁内の生活保護システムからではなく都道府県に対する照会という認識で相違ないか。 機能要件3.2.2.について、不要であれば左記に記載している要件に置き換える対応で考えているが是非を確認したい。 | | ● |
| 3.2.3. | | | 障害福祉システムからの障害福祉情報の取込ができること。 | なし | ※下記参照 | | |
| 新規11 | | | | 【①機能要件の新規追加（オプション）】 身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報の照会ができること。 | 【①の補足】 APPLIC税IFの意見を踏まえて、都道府県への障害福祉情報の照会機能を追加した。 【訂論点】 (1) <全体> 生活保護情報の照会について、庁内の障害福祉システムからではなく都道府県に対する照会という認識で相違ないか。 機能要件3.2.3.について、不要であれば左記に記載している要件に置き換える対応で考えているが是非を確認したい。 | | ● |
| 3.2.4. | | 抽出した減免対象者について、以下の項目をリストで出力できること。 【出力対象項目】 減免区分 車両情報（車台番号、車両番号（標識番号）、形状、用途） 納税義務者情報（氏名、住所） | 抽出した減免対象者について、以下の項目をリストで出力できること。 【出力対象項目】 手帳保持者情報（氏名、住所、障害名、障害等級、所有者との関係） 運転者情報（氏名、住所） 減免割合 減免額 | 【①項目名の変更】 手帳保持者情報⇒障害者情報 【②出力対象項目への追加（オプション）】 申請年月日 車両情報：軽自管理番号、車種、排気量を追加 納税義務者情報：電話番号、名義人区分 障害者情報：個人番号（マイナンバー）、電話番号、生年月日、手帳の種類、手帳番号、手帳交付年月日、再認定年月日、納税義務者との関係、生計を一にする親族の有無 運転者情報：氏名、住所、電話番号 期間（開始年度、終了年度、開始決定日、終了決定日） 課税額 特記事項 | 【②の整理方針】 減免対象者一覧については、自治体の想定運用によって印字項目に大きな差異があるため、全国照会で追加要望のあった項目についてはオプションとして整理を行う。 なお、帳票要件No.29では、「EUC代替可」としているためそれぞれの団体に必要な項目の抽出は原則EUCで対応を行う想定。 | 5356 | |
| 3.2.5. | 減免申請書等作成 | 抽出した減免対象者に対し、減免申請書等を個別に作成できること。 | 抽出した減免対象者に対し、減免申請書等を一括作成できること。 | なし | | | |
| 3.2.6. | 減免情報管理 | 減免に係る情報を管理（登録、修正、削除）できること。 【管理対象項目】 申請年月日 減免対象区分 車両情報（車台番号、車両番号（標識番号）、用途） 納税義務者情報（宛名情報、電話番号、個人番号（マイナンバー）、名義人区分、生活保護） 障害者情報（宛名情報、電話番号、個人番号（マイナンバー）、障害名、障害等級、納税義務者との関係、生計を一にする親族の有無） 運転者情報（宛名情報、電話番号、個人番号（マイナンバー）） 審査結果 許可/不許可事由 期間（開始年度、終了年度、開始決定日、終了決定日） 特記事項 | 減免に係る情報を管理（登録、修正、削除）できること。 【管理対象項目】 車両情報（形状） 納税義務者情報（罹災届出証明） 障害者情報（公費負担番号） 申請者情報（氏名（名称）、住所（所在地）、電話番号） 減免割合 減免額 | 【①管理対象項目への追加（必須）】 車両情報（車種） 【②管理対象項目への追加（オプション）】 障害者情報（個別等級、総合等級、生年月日、手帳の種類、手帳番号、手帳交付年月日） 運転者情報（運転免許証交付年月日及び有効期限、運転免許の種類、免許番号、免許の条件等） 【③類型の変更】 ※必須⇒オプション 障害者情報（障害等級、納税義務者との関係、生計を一にする親族の有無） | 【①～③の整理方針】 データ容量などの要素を含めて全体として要求過大となることは望ましくないため、類型の整理方針として、APPLIC税IF意見を参考に以下の通りとする。 ■障害者情報 宛名基本情報、電話番号、個人番号（マイナンバー）、障害名を必須 他はオプション（追加するもの含む） ■運転者情報 宛名基本情報、電話番号、個人番号（マイナンバー）を必須 他はオプション（追加するもの含む） ■その他 許可事由は必須のまま 審査結果、不許可事由、期間は団体により要否に差異があるためオプション 【その他補足】 E市意見を踏まえ、障害者情報に「総合等級」を追加。 | 3612 3981 4842 1543 | |
| 3.2.7. | 減免処理 | 減免対象車両を一括で減免処理できること。 | | なし | | | |
| 3.3. 更正（税額変更）処理 | | | | | | | |
| 3.3.1. | 更正処理 | 更正申告受付処理、減免処理等に基づき、課税情報の更新ができること。 | | なし | | | |
| 3.3.2. | 更正（税額変更） | 更正処理に基づき、税額計算ができること。 | | なし | | | |
| 3.3.3. | | 賦課期日後に、賦課期日へ遡りして新規登録又は廃車登録された車両の税額計算を実施し、課税額が決定できること。 複数年度分を遡りしての登録・廃車を行った際も、一括で年度ごとに税額計算を実施し、それぞれの年度での課税額が決定できること。 | | なし | | | |
| 3.3.4. | | 条例で定められている納期限を一括で設定することができること。 | | 【①機能要件への追加（必須）】 ⇒一括で設定することができること。 また、個別に納期限を設定できること。 | 【①の補足】 全国意見照会及びAPPLIC税IFの意見を踏まえ、納期限を個別に設定する機能を追加。 | 4623 | |
| 3.3.5. | | 更正処理の結果税額が変更となった対象者を抽出し、更正（税額変更）者リストを出力できること。 【抽出条件】 更正年月 | | なし | | | |
| 3.4. その他更正処理 | | | | | | | |
| 3.4.1. | 過年度更正 | 法定年限に基づく更正（現年含む）ができること。 過年度の該当賦課情報を引継いで、更正を行うことができること。 | | なし | | | |

| 機能名称 | 仕様書たたき台 | | 備考 | 修正内容 | 修正内容の補足・訂正点 | 関連意見番号 | 訂正箇所 |
|--------------------|---------------------|---|---|--|---|---|------|
| | 実装すべき機能 | 実装してもしなくても良い機能 | | | | | |
| 3.4.2. | 職権修正 | 課税に係る全項目について、職権による強制修正ができること。 | | 【①機能要件内の文言の変更】 課税に係る全項目⇒登録時に入力した項目 | 【①の補足】 対象を明確化するため、表現の見直しを行った。 | | |
| 4. 交付 | | | | | | | |
| 4.1. 納税通知発行 | | | | | | | |
| 4.1.1. | 納税通知書(兼納付書兼納税証明書)発行 | 当初課税時または更正時に、一定の出力条件を指定し一括または個別に納税通知書(兼納付書兼継続検査用納税証明書)を出力できること。 【一括出力条件】 全件 市内/市外(都道府県内/都道府県外)/海外(※出力除外対象) 一般納付(納付書納付)/口座振替 前年度減免対象者 【一括出力順】 氏名50音順 住所順(地区を設定) 郵便番号順 所有車両の台数順 | | 【①一括出力条件への追加(必須)】 死亡者(該当/非該当)、DV支援措置/要注意情報対象者(該当/非該当) 【②一括出力条件への追加(オプション)】 前年度未納者(該当/非該当)、納税貯蓄組合、金融機関(特定の金融機関を指定する)、現年度減免対象者(該当/非該当)、現年度の新規経年重課対象(該当/非該当) 【③一括出力順への追加(オプション)】 宛名番号順、標識番号順 【④機能要件内の文言の変更】 一般納付(納付書納付)/～⇒一般納付(納付書/郵振)/～ 前年度減免対象者⇒前年度減免対象者(該当/非該当) 市外(都道府県内/都道府県外)⇒市外(指定した都道府県内/外) 住所順(地区を設定)⇒住所順 | 【①～③の整理方針】 納税通知書の出力条件や出力順については、各自治体の事情で運用の差異が大きい部分だが、原則として取り扱いに留意すべき死亡者とDV支援措置対象者等については必須とし、その他については各団体の判断で選択ができるようオプションとして整理を行った。 【その他補足】 これまで「機微情報対象者」と表現していた箇所については、全体での文言に合わせる形で「要注意情報対象者」と表現を改める。 意図するものについては、同様にDV支援措置対象者以外に各団体内で把握しているDVの疑いがある等の取り扱いに注意を要する対象者を指す。 | 41 317 1514 3380 3430 5069 5498 2903 5804 4897 | |
| 4.2. 各種通知発行 | | | | | | | |
| 4.2.1. | 減免決定通知書発行 | 減免申請者のうち審査結果が許可となっている対象者に対し、一括または個別に減免決定通知書を出力できること。 【一括出力条件】 全件(月別) | | なし | | | |
| 4.2.2. | 減免不許可通知書発行 | | 減免申請者のうち審査結果が不許可となっている対象者に対し、一括または個別に減免不許可通知書を発行できること。 【一括出力条件】 全件(月別) | なし | | | |
| 4.2.3. | 更正決定(税額変更)通知書発行 | 更正処理の結果税額が変更となったものに対し、一括または個別に更正決定(税額変更)通知書を発行できること。 【一括出力条件】 全件(月別) | 更正決定に際し更正決議書及び更正決定連絡票を出力できること。 | 「更正決議書」と「更正決定連絡票」は、更正決定通知書と類似レイアウトの個票を想定している。 | なし | | |
| 新規12 | | | | 【①機能要件の新規追加(オプション)】 課税免除申請者のうち審査の結果、課税免除が認められた者に対し、一括または個別に課税免除認定通知書を出力できること。 | 【①の補足】 全国意見照会を踏まえ、機能要件に新規追加を行う対応とした。 | 409 | |
| 4.2.4. | 課税物件異動通知発行 | 他市町村登録車両の廃車受付を行い、課税物件異動通知を発行できること。 | | なし | | | |
| 4.2.5. | | 他自治体の廃車申請内容を管理(登録・修正・削除)できること。 【管理対象項目】 申請日 事由 他自治体情報(自治体名、課税物件異動通知書送付日) 旧納税義務者情報(氏名、住所) 旧標識番号 車種 車台番号 車名 排気量 排気区分 旧標識の回収区分 | | 【①管理対象項目への追加(必須)】 異動日(廃車日) 【②管理対象項目への追加(オプション)】 型式 | 【①～②の補足】 異動日(廃車日)については、廃車申告書の項目(廃車年月日)に相当し、通常は申請日と同一日付になると思われるが、それぞれ管理できた方が廃車申告の要件へ柔軟に対応できるため必須項目として定義を行った。 また、型式については帳票No.48_課税物件異動通知書の印字項目でオプションとしているため同様の整理とした。 【訂正点】 (1)<1市、全体> 事前照会の回答より、他自治体の廃車受付時に標識回収ができないものは、廃車受付をしないと理解した。 上記の運用を前提とすると、窓口の運用として標識回収できない場合は他自治体車両の廃車を受け付けない対応となるため、あえてシステムに旧標識回収区分の項目を設ける必要はないとする整理で問題ないか。 (他自治体の廃車受付の登録がされている時点で、標識回収がされていることが前提) | 4342 6434 | |
| 4.2.6. | | 課税物件異動通知発行と同時に、以下の帳票を選択し発行できること。 【対象帳票】 標識交付証明書 廃車申告受付書 | | なし | | | |
| 4.2.7. | 各種手続き通知書発行 | 以下の条件で異動のあった対象者を抽出しリスト出力できること。 【抽出条件】 期間 転出者 死亡者 市登録分/都道府県(軽自協会・陸運局)登録分/全件 | | なし | 【補足】 事前確認時に機能名称を「異動者抽出」とする方向で進めていたが、1市意見を踏まえ利用目的別に機能を記載する方向で見直した。 | 1346 | |
| 4.2.8. | | | 放置バイク通知に関する情報を管理(登録、修正、削除)できること。 【管理対象項目】 放置場所 放置場所管理者の連絡先 引き取り期限 備考 | 【①管理対象項目への追加(オプション)】 受付日 | 【①の補足】 全国照会を踏まえ運用自治体から事務上管理を行う必要性について言及があったため追記を行った。 | 2453 | |
| 4.2.9. | | 抽出した対象者について一括または個別に、各種手続き通知書を発行できること。 【各種手続き通知書】 名義変更・抹消に関するお知らせ 死亡者通知 転出者通知 | 抽出した対象者について一括または個別に、各種手続き通知書を発行できること。 【各種手続き通知書】 放置バイク通知 | 【①機能要件内から削除】 名義変更・抹消に関するお知らせ | 【①の補足】 帳票WTの検討を踏まえ、死亡者通知・転出者通知と重複するものとして削除。 | | |
| 4.3. 証明書発行 | | | | | | | |
| 4.3.1. | 標識交付証明書発行 | 標識交付証明書を発行できること。 | 試乗車用標識交付証明書を発行できること。 | なし | | | |

| 機能名称 | 仕様書たたき台 | | 備考 | 修正内容 | 修正内容の補足・WT論点 | 関連意見番号 | WT検討箇所 |
|------------------|----------------|--|----|---|---|----------------------|--------|
| | 実装すべき機能 | 実装してもしなくても良い機能 | | | | | |
| 4.3.2. | 廃車申告受付書発行 | 廃車申告受付書の発行ができること。 | | 【①機能要件への追加（必須）】 ⇒ <u>廃車登録を行い、</u> 廃車申告受付書の発行ができること。 | 【廃車登録及び廃車申告受付書発行の想定フローに関する整理方針】 APPLIC税TFの意見の通り、通常は廃車登録⇒廃車申告受付書発行の流れであることを確認したため、4.3.1.の要件にはその旨の追記を行う。 また、機能要件4.3.4.について、窓口の人員体制など自治体個別の事情に起因した要件であり、通常の廃車の想定フローとは異なることからオプションとする整理を進める。 | 2566 | |
| 4.3.3. | | 廃車申告受付書の発行時に譲渡証明書欄の有無を選択できること。 | | なし | | | |
| 4.3.4. | | 廃車申告受付書の発行と同時に該当車両を廃車登録できること。 | | 【①必須⇒オプション】 ※内容は左記より変更なし | ※機能要件4.3.2.参照 | 2566 | |
| 4.3.5. | | 名義人の変更登録の際に、新所有者に対しての標識交付証明書と同時に旧所有者への廃車申告受付書を発行できること。 | | 【①機能要件の変更（必須）】 ⇒変更登録（名義人変更、標識番号変更）の際に、新登録情報の標識交付証明書と同時に旧登録情報の廃車申告受付書を発行できること。 | 【①の補足】 全国照会の意見を踏まえて、名義人変更及び標識番号変更を包有した定義に修正。 | 4844 | |
| 新規13 | | | | 【①機能要件の新規追加（オプション）】 同一車種での車体変更登録の際に、新車体に対しての標識交付証明書と同時に旧車体への廃車申告受付書を発行できること。 | 【①の補足】 全国意見照会を踏まえ、機能要件への追加を行った。 申告書の変更の区分に車体変更はなく、運用自治体が限定される状況のため、オプションとしての要件化。 | 6567 | |
| 4.4. 発行管理 | | | | | | | |
| 4.4.1. | 通知書・証明書発行リスト作成 | 一括作成を行った各種通知書及び各種証明書について、発行者リストを作成できること。 | | なし | | | |
| 4.4.2. | 引き抜き対象者リスト作成 | 一括作成を行った各種通知書について、条件を指定して引き抜き対象者リストを作成できること。 【引き抜き条件】 送付先（宛名住所が海外に設定されているもの） 郵便番号（000-0000などの異常値） 氏名（印字上限の文字数を超えるもの） 住所（印字上限の文字数を超えるもの） | | 【①機能要件の変更・追加（必須）】 ⇒一括作成を行った各種通知書について、 <u>以下の条件を指定して引き抜き対象者リストを作成できること。</u> 【対象者による抽出条件】 死亡者、転出者、DV支援措置/要注意情報対象者 【通知書の印字エラーによる抽出条件】 送付先（宛名住所が海外に設定されているもの） 郵便番号（000-0000などの異常値） 氏名（印字上限の文字数を超えるもの） 住所（印字上限の文字数を超えるもの） 【②機能要件の追加（オプション）】 一括作成～引き抜き対象者リストを作成できること。 【通知書の印字エラーによる抽出条件】 住所（海外に設定されているもの） | 【①の補足】 I市意見を踏まえ異動者（死亡者、転出者）について、引き抜き対象の要件にも記載する整理とした。機能要件4.2.7.にあった「期間」「登録主体（市/陸運局等）」は以下の理由から引き抜き時は要件化不要と判断した。 期間・・・通知書作成時～引き抜き対象リスト作成時の期間以外は想定されないため登録主体・・・引き抜きとは関係のない条件のため 【WT論点】 (1)＜C市、D市、H市、I市＞ 納税義務者本人は海外在住で、書類の送付先は国内在住の親族宛の場合など、納税義務者の住所で海外に設定されているものを引き抜き対象リスト化する必要があるが確認したい。 | 1346 3367 4845 | ● |
| 4.4.3. | 通知書再発行 | 納税通知及び各種通知の再発行ができること。 | | なし | | | |
| 4.4.4. | | 当初分の納税通知書再発行時に条件を指定して出力できること。 【出力条件】 一般納付（納付書納付） 口座振替 【除外条件】 納付済み 過年度分 | | 【①機能要件の変更（必須）】 ※追記 ～出力できること。 ただし、納付済み、過年度分の納税通知書は除外すること。 ※以下は削除 【除外条件】 ～ | 【①の補足】 APPLIC税TFおよび構成員意見を踏まえ、除外条件としているものは発行対象ではないことを確認したため、任意に指定する条件ではなく一律で除外することが明確になるよう記載の見直しを行った。 | 1347 | |
| 4.4.5. | | 更正分の納税通知書再発行時に条件を指定して出力できること。 【出力条件】 一般納付（納付書納付） 口座振替 納期限 発行日 | | なし | | | |
| 4.4.6. | 証明書再発行 | 各種証明書の再発行ができること。 | | なし | | | |
| 4.4.7. | 通知書編集 | 各種通知書の項目について、発行時に任意に編集できること。 【対象項目】 送付先 通知書本文 | | なし | | | |
| 4.4.8. | 証明書編集 | 各種証明書の項目について、発行時に任意に編集できること。 また、アスタリスク表示等の形式で非表示とできること。 【対象項目】 氏名 住所 備考 | | なし | | | |
| 4.4.9. | 証明書発行制御 | 以下の条件により、各種証明書発行時のエラーまたはアラート設定ができること。 【制御条件】 車種 未納者 DV支援措置対象者 機微情報対象者 納税義務者変更 | | 【①機能要件内の文言の変更】 納税義務者変更⇒廃車 | 【①の補足】 APPLIC税TFの見解を踏まえ、システム上は納税義務者変更がある場合に廃車で判定する仕様となることから文言の見直しを行った。 | | |

| 機能名称 | | 仕様書たたき台 | | 備考 | 修正内容 | 修正内容の補足・WT論点 | 関連意見番号 | WT検討箇所 |
|--------------|-----------------|---|--|----|--|--|--------|--------|
| | | 実装すべき機能 | 実装しなくても良い機能 | | | | | |
| 4.4.10. | 発行履歴管理 | 各種通知書および各種証明書の発行履歴を管理できること。 【履歴情報の項目】 通知書/証明書番号 発行対象者情報（氏名、住所） 発行日 発送日 部数 通知または証明内容 備考 | 各種通知書および各種証明書の発行履歴を管理できること。 【履歴情報の項目】 発行者（操作者） | | 【①機能要件の変更（必須）】 発行日⇒発行日時 【②備考への追記】 ・発送日…通知日と同様（通知書のみ必要） ・発行日時…システムで帳票を出力した日時 ・備考は発行履歴に対するメモを想定 | 【①の補足】 全国照会を踏まえ、発行日に発行時間を含める形での整理を行った。 【②の補足】 APPLIC税TFおよび構成員意見を踏まえ、機能要件内の各文言について意味を明確化するために備考への補記を行う対応とした。 【その他補足】 備考（発行履歴に対するメモ）については構成員間でも意見が分かれる状況だが、システム更改の際に新旧データの移行先を担保する観点から必須項目として残す整理で考えている。 | 5006 | |
| 5. 返戻・公示 | | | | | | | | |
| 5.1. 返戻・公示処理 | | | | | | | | |
| 5.1.1. | 返戻者情報管理 | 通知書等の返戻者情報の管理（登録、修正、削除）ができること。 返戻者情報の一括登録もできること。 【管理対象項目】 登録日 返戻日 通知書番号 納税義務者（氏名、住所） 車両情報（車種、車台番号、車両番号（標識番号）） 調査段階の区分 調査記録（調査日時、担当者、調査方法、調査内容/結果） 返戻処理区分 | | | 【①管理対象項目への追記（必須）】 再発送日 | 【①の補足】 全国照会・構成員の意見を踏まえ追加。 | 4427 | |
| 5.1.2. | 返戻処理 | 調査結果に基づき、一括または個別で以下の返戻処理ができること。 【返戻処理】 公示送達日登録 指定納期設定（納期変更） 課税情報の調査中 住民票請求/送付先変更 | | | なし | | | |
| 5.1.3. | 公示送達対象者抽出 | 公示送達日登録を行った対象者または指定納期設定（納期変更）の対象者を抽出し、リストを出力できること。 また、指定納期設定（納期変更）については、変更前/変更後の情報をリスト出力できること。 【出力項目】 通知書番号 納税義務者（宛名番号、氏名、住所） 車両番号（標識番号） 公示送達日 ※公示送達日登録の場合 納期限（変更前/変更後） ※指定納期設定の場合 | | | 【①出力項目への追記（必須）】 軽自管理番号 | 【①の補足】 全国照会・構成員の意見を踏まえ追加。 | 2567 | |
| 5.1.4. | 公示送達処理 | 公示送達日に運動し、条例に基づき自動で対象者の納期限が変更されること。 また、個別に納期限の修正ができること。 | | | なし | | | |
| 5.1.5. | | | 公示送達日を指定し、公示送達文書（送達文及び対象者の一覧）を作成できること。 | | なし | | | |
| 6. 照会 | | | | | | | | |
| 6.1. 物件照会 | | | | | | | | |
| 6.1.1. | 物件照会への回答（回答書作成） | 他自治体、警察等からの物件照会に対して、必要な情報を出力した回答書が作成できること。 | | | 【①機能要件の追記（必須）】 他自治体、警察、税務署等からの物件照会に対して、必要な情報を出力した回答書が作成できること。 | 【①の補足】 全国照会・構成員の意見を踏まえ追加。 【WT論点】 (1) <全体> 照会回答書の様式（印字項目）については、他機関（警察や税務署等）ごとに指定様式がある状況ではなく、照会を受けた事項に対して回答できる様式・制御する機能がなければ問題ない認識で相違ないか。（組織それぞれで指定様式があれば、必須機能とすることに馴染まないため、柔軟に運用することが可能となるようオプションとすることを想定） | 1196 | ● |
| 6.1.2. | | 他自治体、警察等への回答については照会のあったものだけに回答できるよう表示項目を選択できること（空欄出力も可）。 | | | なし | ※上記に関連 | | |
| 6.1.3. | 物件照会（調査票作成） | 陸運支局、軽自動車検査協会、他自治体に対して、物件調査票の作成が行えること。 | | | 【①必須⇒オプション】 ※内容は左記より変更なし | 【①の補足】 APPLIC税TFの見解を踏まえ、調査票の様式は他機関ごとに指定があるケースが存在することから、オプション機能とする整理を行った。 | 4349 | |
| 6.2. 収納状況照会 | | | | | | | | |
| 6.2.1. | 収納状況照会 | 収納状況（記事情報含む）を確認できること。 | | | 【①機能要件内から削除】 （記事情報含む） | 【①の補足】 APPLIC税TFの意見を踏まえ、滞納整理で用いられる記事情報（交渉記録、徴収記録など）を軽自動車税業務として把握する必要性はないものと見受けられるため、削除する判断とした。 | | |
| 7. 調定・統計 | | | | | | | | |
| 7.1. 調定処理 | | | | | | | | |
| 7.1.1. | 調定処理 | 当初賦課処理及び更正処理に係る調定処理を一括で行うことができること。 | | | なし | | | |
| 7.1.2. | 調定表作成 | 条件を指定して調定表を作成できること。 【指定条件】 調定/賦課区分 現年度 過年度（全件/各年度） 月日 | 条件を指定して調定表を作成できること。 【指定条件】 歳出還付 滞納繰越 | | 【①機能要件の変更】 過年度（全件/各年度）⇒過年度（各年度） | 【過年度全件の指定条件に関する整理方針】 APPLIC税TFより、システム内で管理している全ての年度での調定表を作成することはシステム負荷が大きいの意見があったが、I市見解のとおり、「全件」は抽出した各年度の値の合計算出機能を念頭に置くもの。 上記を明確化するため、「全件」を削除した上で、機能要件7.1.3.にて「抽出した各年度の値の合計算出」の要件を追加することとしたい。 【WT論点】 (1) <全体> 上記整理方針について問題ないか。 | 3620 | ● |

| 機能名称 | | 仕様書たき台 | | 備考 | 修正内容 | 修正内容の補足・WT論点 | 関連意見番号 | WT検討箇所 |
|-------------|----------|---|-----------------------------------|---|--|---|---------------------------------|--------|
| | | 実装すべき機能 | 実装しなくても良い機能 | | | | | |
| 7.1.3. | | 指定の項目別に以下の集計表を作成できること。 【指定項目】 車種 納税義務者 課税区分 随時課税分（当初課税以外） ※課税区分に包有されていれば可 年月 新/旧標準税率 軽自動車税種別割（軽課税率/重課税率） 【集計対象】 車両台数 納税義務者数 調定額 | | | 【①機能要件への追記（必須）】 指定の～作成できること。 また、複数年度の集計を行った場合は各年度の合計値を算出できること。 ～ | ※上記参照 | | |
| | 7.1.4. | 異動分について、指定の項目別に以下の増減集計表を作成できること。 【指定項目】 車種 納税義務者 課税区分 随時課税分（当初課税以外） ※課税区分に包有されていれば可 年月 新/旧標準税率 軽自動車税種別割（軽課税率/重課税率） 【集計対象】 車両台数 納税義務者数 調定額 | | | なし | | | |
| 7.2. 統計 | | | | | | | | |
| 7.2.1. | 課税状況調 | 課税状況調（第33表）を作成できること。 | | | なし | | | |
| 7.2.2. | 都道府県報告資料 | 都道府県への報告書類を作成できること。 （交付税資料等） | | | なし | ※交付税に係る要件については整理方針を全体で取りまとめ中のため保留 | | |
| 7.2.3. | EUC | EUC機能（汎用のデータ抽出機能）を有していること。 ・任意の抽出条件を指定し、条件に該当するデータを抽出できること。 ・テーブル結合によるデータ抽出もできること。 ・抽出結果は、CSVなど加工可能なデータ形式で出力できること。 ・任意の抽出条件を保存することができ、保存した条件でデータ抽出ができること。 | | | なし | | | |
| 8. 検索 | | | | | | | | |
| 8.1. 検索 | | | | | | | | |
| 8.1.1. | 検索対象 | 軽自動車税に係るすべての情報（台帳記載事項、異動情報、帳票発行履歴）を照会できること。 | | | なし | | | |
| 8.1.2. | 検索条件 | 以下の条件で検索ができること。 【検索条件】 住登/住登外区分 個人/法人区分 氏名（カナ・漢字・アルファベット、旧姓、外国人通称名）または名称 生年月日 住所（郵便番号、方書含む） 宛名番号 個人番号（マイナンバー） 法人管理番号 車名 車台番号 車両番号（標識番号） 排気区分 通知書/証明書番号 帳票発行日 | 以下の条件で検索ができること。 【検索条件】 世帯番号 | | 【①機能要件の変更（必須）】 住登/住登外区分⇒住記/住登外区分 帳票発行日⇒帳票発行日（発行履歴検索時のみ） 【②検索条件の削除】 排気区分、証明書番号 【③検索条件の追加】 課税年度、調定年度、車種、性別、旧車両番号（旧標識番号）、軽自管理番号、車種、名義人・納税義務者区分、除票者（転出、死亡）、外国人 | 【①～②の補足】 APPLIC税TFの見解を踏まえ、記載の見直しを行った。 また、排気区分と証明書番号については運用上の必要性がないものと見受けられるため削除する整理とした。 【③の補足】 全国照会に要望のあった検索条件について追記を行った。 | 46 243 267 268 4851 | |
| 9. その他 | | | | | | | | |
| 9.1. システム管理 | | | | | | | | |
| 9.1.1. | コード管理 | 管理項目で使用する各種コードを管理（登録・修正・削除）できること。 【対象コード】 車種コード 車名コード 標識コード（標識サイン） 形状コード 用途コード 型式認定番号コード 税率コード 廃車事由コード | | WT内で整理を行った結果、コード管理を行いたい対象は以下のようなものであるが、具体的にどのような項目を管理しているか事業者の実装状況を踏まえて要件を記載したいと考えている。 1. 定型的に使用する項目 例) 車名や車種など何度も入力するものなど 2. 表記について同一性が求められる項目 例) 入力者によってニッサンや日産自動車など表記ゆれが生じないようにする必要があるなど | 【①削除】 データ要件は、WTでの範囲外（別途検討を進める方針）となるため、左記について機能要件から削除する。 | | | |
| 9.1.2. | | 各種コードについて世代管理や時限的な管理ができること。 | | 例) H31.3.31まではこの税率コードが適用されるが、H31.4.1からは追加した税率コードが適用されるなど | 【①機能要件の変更（必須）】 機能名称：課税情報管理 機能要件： 当初課税及び更正処理を行った課税情報について年度ごとに管理（設定、保持、修正）できること。 備考：課税情報の修正を行った場合は更正対象となる。 | 【①の補足】 上記コード管理の記載方針変更や全国照会の結果を踏まえ、適用税率に限定せずに課税情報に係る年度単位の管理として要件の再定義を行った。 事前照会時は当初課税処理等を行った結果の参照を行う要件を想定していたが、直接税額を入力するケースもあり、修正する機能も必要であると見受けられたため左記の通り要件化を行った。 機能要件1.4.1.にある最新履歴の削除による対応ができると認識。 【WT論点】 (1) <D市、I市> 当初課税及び更正処理を行った課税情報について修正を行った場合は、すべて更正対象になるという認識を前提として、備考欄に、「課税情報の修正を行った場合は更正対象となる。」と記載することとしたい。 （なお、D市意見にあった最新異動履歴の削除による対応（機能要件1.4.1.）について課税に関わらない項目であれば実施できるものと想定している。） (2) <全体> 上記について認識相違ないようであれば、左記の機能要件で定義を行う方針で問題ないか。 | 2561 | ● |
| 9.2. その他機能 | | | | | | | | |

| 機能名称 | 仕様書たたき台 | | 備考 | 修正内容 | 修正内容の補足・訂論点 | 関連意見番号 | 訂論箇所 |
|--------|---------------------------|---|---|---|---|--------|------|
| | 実施すべき機能 | 実施してもしなくても良い機能 | | | | | |
| 9.2.1. | 税額シミュレーション | システム内で管理している軽自動車に係る情報（重課、軽課含む）をもとに、翌年度の税額のシミュレーションができること。 | | | | | |
| 9.2.2. | 駐留米軍軍属私有車両に係る課税対応（米軍車両対応） | | <p>駐留米軍軍人に係る課税に対応する機能として以下を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米軍車両区分について管理（登録、修正、削除）できること。 ・対応した標識情報を管理できること。 ・日米地位協定に基づく課税額の算出ができること。 ・駐留米軍用軽自動車税納付書の発行ができること。 ・駐留米軍用軽自動車税証紙を発行できること。 | <p>管轄区域内に米軍基地がある市町村で必要な機能となる。</p> <p>【①機能要件の変更（オプション）】 駐留米軍軍人に係る～以下を有すること。 ～ ・当初課税対象から除外し、日米地位協定に基づく課税額の算出ができること。 ～</p> <p>【②機能要件への追記（オプション）】 ・米軍車両区分を指定して調定集計表および増減集計表を作成できること。 ・駐留米軍用軽自動車税証紙での徴収に係る収納情報を管理できること。 （収納管理システムでの実現可） ・駐留米軍用軽自動車税証紙での徴収に係る調定処理ができること。（収納管理システムでの実現可）</p> | <p>【①～②の補足】 全国照会の意見（当該機能の運用がある団体の意見）を踏まえ追記を行った。</p> | | |
| | | | | <p>【①その他、全体的な修正】 1. 現在、「管理（登録・修正・削除）」としている箇所を「管理（設定・保持・修正）」に変更する。 2. 共通要件でシステム構成について前提の補足がある管理情報（宛名、個人番号）については、重複を避けるため軽自動車税側の機能要件で同様の言及はしない。 ただし、口座情報のように共通要件に記載のない管理情報だが、他システム参照でも可とする（軽自動車税システムでの保持が必須ではないとする）ものはシステム構成についての前提を補記する。</p> | <p>【①の補足】 全体として記載表現の整合を取るため。</p> | 事前資料 | |